

平成 22 年

新 城 市 教 育 委 員 会

3 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成22年3月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 3月25日(木) 午後1時30分から3時45分まで

2 場 所 市民体育館 第2会議室

### 3 出席委員

馬場順一委員長 篠津順子委員長職務代理者 菅沼昌人委員  
中根正介委員 和田守功教育長

### 4 説明のため出席した職員

今泉敏彦教育部長  
夏目道弘庶務課長  
小西祥二学校教育課長  
滝下一美生涯学習課長  
村田道博文化課長  
鈴木富士男スポーツ課長  
請井浩二スポーツ課参事

### 5 書 記

松山立夫庶務課副課長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 議案の審議

第6号議案 新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

第7号議案 新城市教育委員会公印規則の一部改正について

第8号議案 新城市教育委員会決裁規程の一部改正について

第9号議案 新城市立小中学校文書取扱要綱の制定について

第10号議案 新城市立学校管理規則の一部改正について

第11号議案 新城市公民館連合会分館長の任命について

第12号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱  
について

第13号議案 新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の委嘱につ  
いて

第 14 号議案 新城市文化財保護審議会委員の任命について

第 15 号議案 新城市体育指導委員の委嘱について

日程第 4 協議・報告事項

(1) 3 月定例会市議会の概要について

(2) その他

日程第 5 そ の 他

## 委員長

平成 22 年 3 月の新城市定例会教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第 1 前回会議録の承認

## 委員長

日程第 1、前回会議録の承認でございますが、ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。「異議なし」の声 異議なしと認めますので 2 月の定例会、3 月 8 日及び 3 月 15 日の臨時会のご署名をお願いします。

(会議録署名)

日程第 2 教育長報告

## 委員長

それでは、日程第 2、教育長報告をお願いします。

## 教育長

今年は、例年に比べ桜も早く咲き始め、まもなく春爛漫の季節を迎えようとしています。とはいえ、今朝は花冷えなのか、冷たい雨の降るなか、道を歩く 2 つの中学生の集団に出会いました。聞いてみると、他市から新城市へ、部活動の練習試合に来たとのことで、卒業生を送ったあとの、1、2 年生新チームの胎動を感じました。

卒業式は、3 月 8 日に中学校、19 日に小学校、18 日に幼稚園で行い、昨日 24 日には、小中学校の修了式を終えました。それぞれしめくくりにあふさわしく、どの学校の子供たちも、立派な節度ある姿で卒業・修了いたしました。

教育委員会の「告辞」は、これまで市長部局の部長さんたちをお願いしてきましたが、今年からは、教育委員会の教育委員、部課長、指導主事を中心に伝えるようにいたしました。どの学校の卒業式も厳粛で感動に満ちたものであったとの報告を受けております。

中学卒業生にとっては、すぐに高校入試があり、進路決定の重要な時期です。市内 4 つの県立高校のうち、新城東・新城・作手高校で一般入試が行われ、23 日に合格発表がありました。いずれの高校においても欠員も出ず、「サクサク」春が迎えられ

そうです。

ただ、競争倍率の高い豊橋市立高校の定時制昼間部の状況をみると、適応指導教室「あすなる教室」の学校復帰に向けてのきめ細かな配慮・充実の重要性を痛感します。一方、国の施策として、高校授業料の無償化が図られますが、作手高校への通学バス代については、保護者負担の大きいことが気になります。

また、鳳来寺高校は22年度末で閉校となりますが、学校図書館には、19,000冊余の蔵書があります。大漢和辞典や漢文大系、日本文化や女性史に関する書物など貴重なものも数多くあり、23日に生涯学習課職員と図書館司書とともに見学に行きました。できることならば新城市に寄贈していただき、市民の図書として活用できることを望んでおります。

次に、人事異動につきましては、18日には小中学校教職員の内示を、19日には教育委員会事務局の内示を行い、22年度の体制を示しました。異動により、それぞれの組織のさらなる活性化と個人の資質・力量の向上が図られることを祈念しております。なお、教員人事の新聞発表は30日です。

文化・スポーツ面では、12日に富賀寺庭園の修復工事の完成式典が行われました。往時の面影を取り戻した庭園の姿に、参加した多くの方々が感動いたしました。修復を指導してくださった日本庭園研究会会長の吉河功先生のお話によると、この庭園は県下随一の庭園で、県文化財、国文化財にも匹敵するとのこと。ぜひ多くの市民の方々にも参観していただきたいものです。

設楽原歴史資料館では、この度、新城市所蔵となった文化財的価値の高い多くの鉄砲を市民の方々に見ていただこうと、「リニューアルオープン記念特別展」の企画を練っております。

具体的には、まずは、希少価値の高い日本一の所蔵品を知っていただくとともに、信玄・信長の戦国時代から、忠震・龍馬の幕末の時代までの、歴史の大転換期に位置する、戦いと平和の時代の鉄砲を紹介します。

どんな「日本一」があるかと申しますと、「新城由来の日本最古の伝説の火縄銃・信玄砲」「日本一古い日野式火縄銃」「日本一長い大鉄砲」「日本一豊富な火矢筒」「日本唯一雌雄火矢筒」などです。

鳳来寺山自然科学博物館では、27日にリニューアルオープン式典を行います。今回のバリアフリー化工事に伴い、展示を一新しましたが、目玉は、ブッポウソウコーナーの創設です。姿のブッポウソウと声のブッポウソウの展示とともに、全国でも珍しい、博物館で撮影したブッポウソウの鳴く様子のビデオ放映があります。

14日の「県民の森トレイルラン」では、北は北海道、南は徳島から、全国1,100人余の選手が集まり、「32km」と「11km」のレースで山岳マラソンを行いました。募集するとじきにエントリー人数がいっぱいになるという人気ぶりで、多くの人が市内で宿泊したようです。

一方、3月定例市議会では、11人の質問者のうち7人の議員さんが教育関連の質問をされました。詳しくは別紙資料のようですが、代表質問で「教育方針説明」について、鈴木司郎議員と滝川健司議員が、「教師の力量向上、作手中高連携教育、小学校再配置、耐震未着手校の今後、図書館分館構想、作手民俗資料館、火縄銃の活用、文化会館の減免制度など」について、長田共長議員が「学級崩壊・いじめ」、横山行敬議員が「教育委員会の観光戦略」、下江洋行議員が「COP10・鳳来寺自然科学博物館」、前崎みち子議員が「特別支援教育」について質問されました。

以上、3月の教育長報告です。

### **委員長**

ありがとうございました。ただ今の報告に対し、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

入試で新型インフルエンザの影響を心配していましたが、無事に終わりましたか。

### **学校教育課長**

影響について報告を聞いていません。

### **委員長**

教員の内示について、不平不満はありませんでしたか。

### **学校教育課長**

不服だという声は聞いておりません。ただ学校に愛着を持っているので去り難いという意味合いの言葉は聞きました。

日程第3 議案の審議 第6号議案 新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

### **委員長**

日程第3、議案の審議、第6号議案新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について説明をお願いします。

### **庶務課長**

この議案と後の7号、8号の3つの議案につきましては、新年度からの市の組織の機構改革に伴い、先の2月1日に臨時市議会が開かれ、市の事務分掌条例の改正がなされました。それに伴う教育委員会規則の改正ということでございます。

第6号議案新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてですが、まず現行の組織、教育委員会5課体制は新年度においても変らないわけですが、庶務課の名称が教育総務課という名称に変更になります。その関係で「庶務課」という記載のあるところを全て「教育総務課」に改めるものです。もう一つ機構改革に伴いまして係制を復活するようになりました。係制が復活されますと、今までは「係長」という名称は無かったわけですが、それが出来てくるということで。「係長」の字句を加えていくという改正がされております。事務局組織規則の中には、教育委員会各課の事務分掌

が別表という形で載っています。その中の改正も合わせて行なっています。スポーツ課の事務分掌の中で「鬼久保ふれあい広場に関すること」というのがございましたがこれを削除いたしまして「B & Gに関すること」という一項目を加えという改正でございます。この規則につきましては4月1日から施行をしていくものでございます。

### **委員長**

6号議案につきましてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

### **委員**

市全体の組織に関することですが、これまでの組織のありようとする、出来るだけ平準化し風通しの良い組織を作るという流れがあつて、市の人事制度もそのような形で来たわけですが、それが今回新たにまた「係制」を設けたことにより流れが変わるのではないかという気がします。人事の変更の基にある考え方に多少の変更があつたのか分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

### **庶務課長**

委員さんがおっしゃられますように組織のフラット化という流れ、大きな流れはそちらに向いております。そのような中で「係制」を復活しますとそうした流れに逆行するのではないかというご意見であろうかと思ひます。確かにそうした一面が今回の改正の懸念材料としてあることは確かでございます。あえて係制を導入したというのは、私が聞き及んでいる範囲では、外から市役所という組織を見たときに、今はグループ制をとっていますので、部と課までは名称でしっかり表示されるわけですが、この課でいったいどのようなことが行なわれているのかが現状ではほとんど見えないということでございます。それに係を加えれば、名称を見ただけでこの部署でこのような仕事を行なっているというのが見えやすくなるのではないかという考えがあると聞いています。ただ懸念材料として縦割りを強くするという部分がありますので、今後の運用等で相当注意していかなくてはならないと感じております。

### **委員**

確かに外から見た場合の分かりづらさというのは、これによってかなり良くなる部分はあると理解しました。

### **委員長**

6号議案について提案のとおり改正に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手、よつて原案のとおり改正に決しました。

日程第3 議案の審議 第7号議案 新城市教育委員会公印規則の一部改正について

### **委員長**

日程第3、議案の審議、第7号議案新城市教育委員会公印規則の一部改正について説明をお願いします。

### **庶務課長**

第7号議案でございますが新城市教育委員会公印規則の一部改正でございます。この規則の中にも第4条で公印台帳を整備しなければならないという条項があります。その公印台帳を整備するのは「庶務課長」がする規定になっていきますので、「庶務課長」の字句を「教育総務課長」に改めるものです。

### **委員長**

7号議案について提案のとおり改正に賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

全員挙手、よって原案のとおり改正に決しました。

日程第3 議案の審議 議案第8号議案 新城市教育委員会決裁規程の一部改正について

### **委員長**

日程第3、議案の審議、議案第8号議案、新城市教育委員会決裁規程の一部改正について説明をお願いします。

### **庶務課長**

第8号議案でございますが新城市教育委員会の決裁規程の一部改正でございます。第5条で各課の課長の専決事項はこういったものですよという条文がございます。その中に「庶務課長」専決事項という字句がありますので、「庶務課長」を「教育総務課長」に改めるものです。

また、「庶務課長」を「教育総務課長」に改めると同時に、その専決事項の中に幼稚園長専決事項という項目があります。その中に100万円未満の常用品の支出負担行為に関する事という項目が一文あるわけですが、これは予算の執行、財務処理に関する事でございます。現状幼稚園長には財務の権限、決裁をする権限は与えていません。これは恐らく以前から残ってしまっていた条項ですので、それを削除するという整理を今回同時にとらせていただくということでございます。

### **委員**

もう一度お願いします。

### **庶務課長**

100万円未満の常用品の支出負担行為に関する事というのは、市の会計処理を行うためのものです。ひとつの会計処理をしてそれを決裁するという権限は幼稚園長には一切与えておりません。幼稚園の会計処理の決裁というのは、一番下位の決裁でも庶務課長が決裁権を持っております。そういったしますと現実とこの条文とが合わない、権限の無いものを条文で謳っているものですから今回外させていただくということでございます。

### **委員長**

8号議案について提案のとおり改正に賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

全員挙手、よって原案のとおり改正に決しました。

### 日程第3 議案の審議 第9号議案 新城市立小中学校文書取扱要綱の制定について **委員長**

日程第3、議案の審議、第9号議案新城市立小中学校文書取扱要綱の制定について説明をお願いします。

#### **庶務課長**

第9号議案でございますが、この議案につきましては、先回ご議論をいただいたものでございます。頂戴いたしましたご意見を事務局並びに各小中学校の事務職員と検討を加えまして今回再提案をさせていただくものです。第1条についてももう少し目的をしっかりと入れて謳った方が良いのではないかというご意見を頂戴いたしましたので「第1条 この要綱は、事務の処理を適正にし、その能率的な運営を図るため、新城市立小中学校（以下「学校」という）における文書の取扱いについて別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」という表記に改めさせていただいたものです。それともう一点バックアップをしっかりと明文化した方が良いのではないかというご意見も頂戴いたしました。その件につきましては、第25条收受のところでございますが、これは結果的に前回と変えておりません。2行目のところですが「文書取扱主任が公文書と特定したものを速やかに紙に出力するものとする。」という形で紙に出力するそういう部分にバックアップ及び紙に出力するものとするという形に改めたらどうかということで、庶務課の案を作りまして小中学校の事務職員に再検討をお願いいたしましたところ、基本的に市の文書管理規程からこの要綱は準用しているということでバックアップという言葉が市の文書管理規程の中には無いということ、紙に打ち出した段階でそれも公文書であるものですからバックアップに変っていく、もう一つ電子データ、メールでいろいろ文書のやり取りをするわけですが、今はコンピュータが良くなってきておりまして、市ではメールのバックアップというのは390日間デジタルデータ化したものを保存している形で、これは全庁的取り扱いになっています。そういったこともしっかりされているものですから、あえて入れなくてもよいのではないかという意見がありまして基本的に市の文書管理のルールに沿っているものですから改めて入れなくても良いのではないかという判断をバックアップに関しましてはさせていただきました。

#### **委員長**

前回、目を通していただきましたが、今一度目を通していただき、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

#### **委員**

確認ですけれど、意見を踏まえて変えたのは、第1条の他は特段なかったということですが、前回ここまで細かく書くのですかというところが改まっていないかなと思います。それはそれでしかたないかなと思いますが、一番良かったと思うのは、「能率



的な運用を図るため」というのを入れていただいたのは極めて的確であるし、これが大きな目的だと思います。もう一つ、これから紙文書での情報伝達というのは少なくとも電子メールなどが主体になると、バックアップは390日ということでしたけれど、電子メールでの授受も中にはかなり恒久的にといいますか、保存しておかなければならないものも出てくると思います。そのところの整合性はどうですか。

### 庶務課長

要綱の中にはありませんが、これとは別に各文書を分類した表があります。それぞれの区分毎にこの関連の文書は保存期間が何年というものが詳細に定められております。先程申しました390日といいますのはコンピューターシステム上でこれも運用なのですがメールのデータというのは390日間はバックアップをとって保存をしておりますというのが市のものなのですが。それとは別に其々にこの文書は5年間は保存しなさい。この文書は10年間保存しなさい。非常に重要なものは永年保存というものも当然あります。そういったものにつきましては基本的に紙であります。メールでやり取りをして打ち出しをして紙で保存をしておく長期間保存をしなければならないというような文書は、あまりメールでは現実にはしないと思います。永年保存というのは議事録などは直筆でなければならない。教育委員会議も同様です。これはデジタルデータとしては保存が利かないものでございますので。ペーパーに打ち出して署名をしていただく。長期間の契約書等の公印を押印してあるもの。そういったものは必然的ペーパーでの保存になろうかと思えます。

### 委員長

そういうものは紙で来るわけですね。

### 庶務課長

紙でのやり取りにならざるを得ないということです。メールでやり取りをする文書というのはほとんど簡易なものが多いというのが現実です。

### 委員

これからはメール等、ネットを使った情報伝達になっていくのではないですか。

### 庶務課長

そういった方向には向いていくと思えます。

### 委員

問題は紙に残すことであり、もちろんお金や技術の問題もありますので、いきなりそこまで行けというのではないのですが、できるだけ必要な時に引っ張ってこられるようにディスクなどに入れておけば、膨大な文書の管理に手間暇かからないという意味で、考え方としてそちらに行くべきだと思います。

### 庶務課長

そのとおりだと思います。向いている方向も、考え方としてはそちらに向いていると思えます。たまたま今回は学校での文書の取り扱いを規定した要綱ではありますが、これの上位に市の文書の処理のルールというものが別途あります。やはりそれにもた

れるというか付随させるしか今のところはやりようがないのかなと思います。そうしますと委員さんがおっしゃられましたペーパーではなくデジタルデータ化されたものによって色々な文書が保存管理されていくという方向は市の方でも何がしか考えていく筈でございます。市の本体の方が動いていくことに合わせて学校の文書管理の仕方もついていくのかというような感じがしております。

### **教育長**

まだ新城市としては電子決裁を取り入れるという方向にはいっていませんか。

### **庶務課長**

考え方としては、かなり以前からありますが、文書管理の所管部局である総務課の動きが止まってしまっているという感じであります。電子決裁につきましても愛知県が比較的早く導入しておりますが、ただあれもまだ成熟しきったシステムではないと聞いています。起案してスムーズにいくものもあるようですが、途中で差し戻しがあるといった時に今の県の電子決裁システムは十分対応出来ていないようです。決裁を仰ぐものはこういった文書ばかりではなく、図面だとか写真だとかが当然入ってくるものですから、そういったものを電子決裁で処理をすることになりますと、もう少しシステムを変えなければいけないという部分もありますが、理論的に電子決裁が出来ますと文書管理の電子化というのは飛躍的に向上する筈でございます。そういった構想は市の方でも持っております。

### **委員長**

これは現場でも検討されてきた案ですね。

### **庶務課長**

これは、おおもとは現場の小中学校の事務職員の方がたたきあげてきたものでございます。相当年数をかけて積み上げてきたものを今年度具体のものにしようという動きになってきたというものでございますので、十分承知をしているものでございます。

### **委員長**

第9号議案新城市立小中学校文書取扱要綱の制定について提案のとおり制定に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手、よって原案のとおり制定することに決しました。

日程第3 議案の審議 第10号議案 新城市立学校管理規則の一部改正について

### **委員長**

日程第3、議案の審議、第10号議案新城市立学校管理規則の一部改正について説明をお願いします。

### **学校教育課長**

これは2件ございます。一つは作手中学校と作手高等学校が中高連携を始めるにあたりましてそれが実施可能となるように条項を加えるものでございます。合わせて学

校評価が、法で定められるようになりましたが、市の学校管理規則に入っておりませんでしたので追加いたします。教育課程の第2条のところに、現行の教育課程は学習指導要領及びこれに基づき教育委員会が定める基準により校長が編成するものとするという一文がございますが、これに作手中学校を対象にいたしまして、2、作手中学校におきましては、学校法施行規則昭和22年文部省令第11号第75条の規定により愛知県立作手高等学校との一貫性に配慮した教育を施すことが出来る。3、前項の場合において教育課程を編成するときには予め当該高等学校と協議するものとする。これが中高連携に関する部分でございます。合わせて学校評価につきまして第26条の4として付け加えさせていただきます。第26条の4、学校は当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行いその結果を公表するものとする。2、前項の評価を行うにあたっては、学校はその実情に応じ適切な項目を設定して行うものとする。3、学校は第26条の4第1項における評価の結果を教育委員会に報告するものとする。附則として平成22年4月1日施行する。というものでございます。

#### **委員**

作手中学校においてはこれで手当が出来るのですが、県立高校である作手高校の受け入れ体制は、手配が出来ているのですか。

#### **教育長**

県の教育委員会から2月定例委員会議で愛知県の学校管理規則の改正を行ってこれに対応するという連絡を受けています。

#### **委員**

3のところですが前項の場合において、教育課程を編成する時には予め当該高等学校と協議するものとするがありますが、当該高等学校というのは作手高校で、こちら側はどこですか。

#### **学校教育課長**

作手中学校です。

#### **委員**

作手中学校と作手高校で、色々なものを協議して決まればそれでいける訳ですか。

#### **学校教育課長**

第1項にありますように教育課程は校長が編成いたしますので、報告は受けませんが決定は校長が進めていけばよいということになっています。

#### **委員長**

学校評価について、現場が評価疲れといいますか、そういった実態はありませんか。

#### **学校教育課長**

今年も報告書をだしていただきましたが、実質的には動いており、親御さんの声等、学校運営に反映されていますので、大きな学校では集計が負担だという部分はありますが、それぞれに学校で工夫をいただいていますので、大きな負担にはなっていないと思います。

## 委員

決めだと校長の裁量だということで当該中学、高校で話をするということですがそれでいいのですか。

## 学校教育課長

中、高、教育委員会等も入る委員会を設置しますので、その中で詳細をつめてまいりますので確認をとれると思います。

## 委員

新城市の教育委員会ということですか。

## 学校教育課長

作手高校と作手中学の先生方が入り、中高連携委員会というような名称で関係の中高からと第3者的な地域の方も入っていただく案を作っていますが、そこに教育委員会からも入りますので、そのところで詳細をつめていくということになっていきます。

## 委員

中学校の側としては新城市の教育委員会が関われますが、高等学校の方はどうなんですか。高等学校は校長だけですか。

## 学校教育課長

県の高等学校教育課が入るようになると思います。

## 委員

そうでないと現場で練ったものが、上に持って行ってギクシャクし運営がうまくいかないと思いますので、その委員会を立ち上げる構成メンバーはこちら側は分かりませんが県立の方の教育委員会がどういう形でそれに参画してくるのか、校長が全てを代弁してということでもかかされているのか分かりますか。

## 教育長

田口高校と3中学校の中高連携教育を先行的に行っているのですが、これまでは県庁に各学校の校長が集まり義務教育課と高等学校教育課がそこに参加して連携教育部会を設けて行なってきました。今後は県庁に集まるのも大変だからということで、地元でそのような会を行ってはどうかということで今動いています。いずれにせよ教育委員会には報告することになっていますので、報告する段階で市教委も県教委もチェック出来るということです。双方の協議機関は両方とも管理規則を設定したわけですので、常に連絡を取り合って教育委員会どうしも行っていくという形になっていきます。

## 委員

4月1日施行ということですが、今そんなことで、これから考えますというようなことでいいのですか。現にそうなっているということで仕方がないのですが、要は説明で校長に一任ということではないということは分かりましたが、連携教育部会がどういうメンバーでいつやってどういう形で県と高等学校側とすり合わせて授業を始めて

いくのか、今聞いている範囲では極めて曖昧ではないですか。

### **教育長**

管理規則が出来る前に校長、職員等の話し合いを行っています。そこでは、教育課程の根幹に関する部分は、これから話し合っていくということで、部活の乗り入れでテニス部と一緒にいこうとか、農業活動を一緒にやるといったことから進めていこうという形で行っています。連携が可能な部分から手掛けていくものです。トータル的な全教育課程における中高一貫教育というところまでのものはまだ考えておりませんので。

### **委員**

連携部会で議論をして動き出しているということですか。

### **教育長**

まだその部会は発足していません。

### **委員**

連携部会も発足していないのに方向は決まるわけですか。

### **教育長**

双方の教育委員会はその状況を承知しております。しかし、部会を発足させてその協議という形ではまだ行っていません。

### **委員**

今の段階では正式には決まっていないということですか。

### **教育長**

教育課程の編成については協議機関の中では決まっていないということです。

### **委員**

現段階ではとりあえず部活等で、一緒にできるものは一緒にいこうということですか。

### **教育長**

それも常時行なうのではなく、双方の理解と連携を深めるために学期に1回か2回、一緒にプレーをするという形でやっていると校長から報告を受けています。また、英語や数学の授業においても相互に交流をしていくということです。

### **委員**

具体的にどのように連携していくのが良いのか分かりませんが、高等学校の先生が中学校の体育の授業や色々な授業を見学に行ったりそのようなことを盛んに行っています。高等学校の先生が中学校を教えたり、中学校の先生が高校で教える場面は直接見たことはありませんが、そのようにしてお互いがまず学校の内情といいますか、生徒の表情を把握することがまず、とりあえず良いことだとは思っています。数学とか英語をどのように一貫したものにして行くかということについては、相当研究しないとそう簡単にいくものではないという感じがします。

### **教育長**

基本的には、今それぞれの教育課程を進める中で高校の先生に参加してもらい、或いは高校で一緒に行なう等、全教育課程を編成して連携していくところまではまだ考えていません。まだ交流し合うという状況です。英語の教育課程をどうするとか、数学の教育課程をどうするかは、一朝一夕で出来ることではありません。中学校の英語の教育課程、数学の教育課程の中で、高校の先生の協力を得たり、一緒に活動を組織するという段階のものであります。

## 委員

もうひとつ懸念しているのは作手高校が分校化になりますと校長がいなくなることになります。今言っている校長の権限はどこの校長が行なうのか、新城東高校の校長がその校長になるのですか。

## 教育長

新城東高校の校長がそれにあたります。卒業証書も新城東高校の校長名で出されます。

## 委員

言い方がきついかもしれませんが、作手高校がせつかく存続出来るという形になった。その一つは中高連携というのも材料としてありました。これがミソだと思いますね。これが上手くいかなかったならまた違った方向の議論が出てきかねないという意味では、今ここできっちりやっておかないとせつかく残してもらった教育長の働きかけ等が無になってしまいます。最初に出来るだけ早くきちっと形を整えて皆に分かる形で、連携で教育が進んでいくということが皆に分かれば理解も進むし、行く子も増えるかもしれないと思いますので、今聞いて色々言っていけないのだけれど、存続のポイントであった中高連携が、4月1日施行にしては今の様な状況でいいのかという感が否めないで、このところは出来るだけ早くきちっとした形でやっていただければと思います。

## 教育長

4月1日施行というのは、まず連携教育を進めやすくするために規則的なものを整備しようとするのが大前提としてあるわけです。それから中高連携というのをうまく成功させて軌道に乗せていきたいと思うわけですが、作手中学の卒業生において必ずしも進路を束縛するものではない、選択の自由は残しておくということでもあります。私学の中高一貫の確たる教育プログラムというのは難しいわけです。それが「連携」という言葉に含まれている意味合いであると思います。今後新城東高校の分校化となるわけですが、作手高校の独立性、連携の立場というのはきちっと維持されていきますので、その中での作手の子供たちにおける「作手高校」というものを意識させて、中高或いは高校と大学との連携がうまく運ぶことができれば良いなと思います。ちなみに本年度作手中学校の3年生ですと19人が作手高校へ進学をしています。

## 委員長

中根委員さんからご指摘のあったことを早急に詰めていくということで第10号議

案新城市立学校管理規則の一部改正について提案のとおり改正に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手、よって原案のとおり改正することに決しました。

### 日程第3 議案の審議 第11号議案 新城市公民館連合会分館長の任命について **委員長**

日程第3、議案の審議、第11号議案、新城市公民館連合会分館長の任命について説明をお願いします。

#### **生涯学習課長**

平成22年度の新城市公民館連合会分館長につきましては、別添のとおり地元から提出がありましたので社会教育法第28条の規定に基づいて任命してよろしいかということでもあります。現在、表の中に富岡と菅守が載っていません。まだ決まっていないということで決まり次第、今後の教育委員会議の議題として上程します。社会教育法第28条につきましては教育長の推薦により当該市町村の教育委員会が任命するとなっていますので上程するものです。なお、作手地区の巴につきましてはまだ組織自体が立ち上がっておりませんので立ちあがり次第、分館長を選んでいただき議題として上げる予定です。

#### **委員長**

富岡と菅守が空欄になっていますが目を通していただき、この方々をお願いするという提案ですがいかがでしょうか。

第11号議案、新城市公民館連合会分館長の任命についてこの方々に分館長をお願いするというに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手、この方々をお願いすることに決しました。

### 日程第3 議案の審議 第12号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について

#### **委員長**

日程第3、議案の審議、第12号議案、新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について説明をお願いします。

#### **文化課長**

第12号議案、新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について提案させていただきます。新城市鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例第7条及び第8条の規定により別紙のとおり委員の方に委嘱するものです。第7条につきましては審議会の設置ということで博物館の円滑な運営を図るため教育委員会の諮問に応じ、また、必要な調査を行うため博物館運営審議会を置くとなっています。また、

第8条では審議会は委員10人以内で組織する。委員は学識経験を有する者から教育委員会が委嘱するとなっています。名簿で8名の方が上げてあります。今年度までは小林和光さんに委員をお願いしていましたが、体調不良ということで再任については考慮をお願いしたいという申し出があり、新たに瀬野尾良兵氏をこの博物館の運営審議会委員としてお認めいただくよう上程するものです。

### **委員**

8人のうち小林さんが瀬野尾さんに変られるということですが、他の方は留任ということで任期が一番長い方は何年やっていますか。

### **文化課長**

合併後ということで皆さん同じということです。

### **委員長**

この名簿の方々をお願いするということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手、この方々をお願いすることに決しました。

日程第3 議案の審議 第13号議案 新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の委嘱について

### **委員長**

日程第3、議案の審議、第13号議案、新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の委嘱について説明をお願いします。

### **文化課長**

第13号議案、新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の委嘱について提案させていただきます。新城市長篠城址史跡保存館設置及び管理に関する条例第6条及び第7条の規定に基づき別紙のとおり委嘱するよう提案するものです。第6条につきましては審議会の設置ということで保存館の円滑な運営を図るため教育委員会の諮問に応じ設置また、必要な調査を行うため運営審議会を置くとなっています。第7条では審議会の組織として委員8人以内で組織し、委員は学識経験を有する者から教育委員会が委嘱することとなっています。現在5名の方の委員の委嘱について提案させていただいています。これまで5名で来ておりましたが、昨年5月に馬場高夫氏が逝去されたことに伴いましてその間は補充なしということで来ておりましたので、新たに鈴木孝行氏を運営審議会委員をお願いするものです。その他の4名の方々につきましては留任という形です。

### **委員**

横山良哲さんは立派な方ですが、鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員と兼ねていますが何か問題はありますか。

### **文化課長**

問題はありません。横山氏につきましては、文化財保護委員も兼ねていただいております。



ります。兼職の制限というのはありません。横山氏につきましては地学等見識のある方ですので。

### **委員長**

この名簿の方々に審議会委員をお願いするということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手、この方々にお願いすることに決しました。

日程第3 議案の審議 第14号議案 新城市文化財保護審議会委員の任命について

### **委員長**

日程第3、議案の審議、第14号議案、新城市文化財保護審議会委員の任命について説明をお願いします。

### **文化課長**

第14号議案、新城市文化財保護審議会委員の任命について説明いたします。新城市文化財保護条例第24条の規定に基づき別紙のとおり委員の方を提案するものでございます。24条につきましては組織といたしまして審議会は文化財に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する10名以内の委員で組織するとなっております。委員の方につきましては全て再任の方でございます。8名の方の再任についてご審議をお願いします。

### **委員**

なかなか人物を発掘するのは難しいと思いますが、今日の議案だけでも3つも兼職されている方がお見えになります。今までやっていただいていますのでこれで行こうという安易な考え方でやっていくと、お願いする方もあの方たちに任せておけばよいという考えになりますし、やっていただいている方についてもマンネリ化になると思います。もっと広く人材を求める方がよいと思います。

### **委員**

全く同意見です。見た目にも「審議会は年何回開かれているの。よくやっていただいているね。」と良く理解していただければいいですが、逆に「そんなにやってもらえるの。ちょっと形式的になっているのではないの。」という見方もされかねないので、見た目も大事、幅広く人材を求めるのも大事だという観点から、この原案には反対ではありませんが、次からは入れ替を是非考えていただくのが良いのではないだろうかと思えます。

### **委員**

今のような意見が不都合なことはあるのですか。この人しかいないということであれば仕方ないのですが。

### **文化課長**

今、委員を再任でお願いする方々につきましては、其々の分野で非常に広い知識と

見識のある方々ですが、教育長からも例えば資料館の鉄砲に精通された方とか違う分野の方を入れたらどうかという意見も頂いたのですが、新城市内でそれだけ経験のある方がみつからなかったということもあったのですが、今回いただきましたご意見を次回に活かしていきたいと思ひます。

### **委員長**

今回は新しい人材開発に努めていただくということで、今回はこの名簿の方々に審議会委員をお願いするということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手、この方々をお願いすることに決しました。

日程第3 議案の審議 第15号議案 新城市体育指導委員の委嘱について

### **委員長**

日程第3、議案の審議、第15号議案、新城市体育指導委員の委嘱について説明をお願いします。

### **スポーツ課長**

第15号議案、新城市体育指導委員の委嘱についてスポーツ振興法第19条の規定に基づき別紙のとおり委嘱することにつきましてご提案をさせていただくものでございます。スポーツ振興法第19条につきましては市町村教育委員会が体育指導委員を委嘱するものという規定になっています。体育指導委員は任期満了で今回改選するものでございます。選考方法につきましては、新城地区は各体育振興会の会長さんから、鳳来地区は各公民館長さんから、作手地区は代表区長会長さんからご推薦いただいたものです。なお、今回、委員の32名のうち再任の方が24名、9名の方が新たに体育指導委員としてご推薦をいただいています。委員の任期につきましては、教育委員会規則第18号新城市体育指導委員に関する規則第4条により2年と定められておりますので平成22年4月1日から平成24年3月31日までお願いするものです。

### **委員**

経験年数というのはどういうことですか。例えば1番の14というのは7期やってもらったということですか。

### **スポーツ課長**

そういうことです。

### **委員**

一番多いのは26ですか。13期連続でやっていただいている。

### **スポーツ課長**

スポーツがらみですので、出来るだけ若い人をお願いしているのですが時間的余裕がある方をご推薦いただく場合が多いのが現状です。

### **委員長**

現役で仕事をまだやっている方というのはなかなか大変なので、どうしても高齢者

にお願いする場合もあると思います。

それではこの32名の方、新任が9名ですがこの方々に体育指導委員にお願いするというのに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手、この方々にお願いすることに決しました。

日程第4 協議・報告事項(1) 3月定例会市議会の概要について

### 委員長

日程第4、協議・報告事項(1) 3月定例会市議会の概要について説明をお願いします。

### 教育部長

先程、教育長報告でもありましたが、先の3月定例会におきまして教育長の教育方針或いは市長の予算大綱説明をたたき台にされまして各議員から質問が出されました。

会派の代表ということで2名、個人質問で9名、計11名の議員から市政全般に係る質問が出されました。その中で教育委員会に関するものとして教育長の教育方針全般に係る質問と答弁の内容、個人質問として長田議員、横山議員、下江議員、前崎議員、鈴木達雄議員の5名の議員から質問が出されました。長田議員から学級崩壊いじめの件、横山議員から昨年12月議会からの絡みもあるのですが、火縄銃に関連した資料館、保存館と観光行政の件、下江議員から鳳来寺山自然科学博物館が毎年取り組んでいる行事とCOP10を連動させる件、前崎議員からは特別支援教育の件、鈴木達雄議員から山吉田新設小学校の関連と小学校再配置の位置付の件等の質問を受けました。答弁につきましては、要約をまとめてありますのでお目を通していただけたらと思います。

もう一点、議会の最終日に市職員の人事異動の内示がございました。そのうちの教育部関連の事務局職員の異動の内容をまとめたものでございます。総勢嘱託職員を入れまして38名であります。上から教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課、スポーツ課の5課体制であります。異動者は下に転出というふうに載っていますが転出するものが13名です。資料館、保存館等施設の兼任をするような部署につきましては備考欄に記載してあります。

### 教育長

事前の教育委員の研修会で話題になりました舟着小学校の件が今回市議会に出てくる訳ですけど今年1年色々な面で話題になり或いは噂になってきたのですが、その事実関係をもう一度きちっと教育委員の皆様方にも押さえていただきたいと思います。長田議員の1番の質問の3行目大きく話題になったその発端のところをかいつまんで述べております。

今回の事案につきましても突発的のものではなく、学校、家庭、子供の持つ様々の要因が複雑に絡み合っただけ起きたものです。具体的には駐車場の車に雑巾等が乗っけ

る状況を発見し、その近くにいた子供たちに先生が聞いても誰がやったのかははっきりしなかったもので、こうした行為は悪ふざけの域を超える行為だということで舟着地区の駐在さんに相談したところ、たまたま駐在さんが本署に居たためパトカー3台で舟着地区担当の警察の方々が学校に出向き、そこで子供たちと保護者に対し指導をしたという経緯であります。様々な誤解がありますがこれが事実であるということを押さえておいてください。もっと言うならば具体的に車が傷付いたという事実はありませんし1年間通して物を壊したという事実もありませんので、器物破損等の形での被害届も出すことも出来ないという状況です。

#### **委員長**

学校の施設への破壊行為は無いということですね。パトカーは3台来たということですか。

#### **学校教育課長**

本署のものが3台、駐在さんのを入れて最終的に7台来ました。駐在所に電話をしたら駐在さん不在で本署に居たものですから応援体制ということで舟着地区担当の警察官が集まり加えて生活安全課のパトカーも来たということです。

#### **委員**

授業の中身までの質問はなかったのですか。

#### **委員長**

議員さんたちも、学校参観といいますか授業を参観することはありませんか。

#### **学校教育課長**

長田議員さんは学校に行かれています。他にも何名か行かれています。

#### **教育長**

広く市民に公開していますので多くの方々が参観されました。また、事前に、卒業直前という子供や保護者にとって極めて微妙な大切な時期ですので、できることならば一般論でお願いしたいというようなことを意見として述べています。

#### **委員長**

中継を見ていましたが穏やかな形での質問だったと思います。

#### **委員**

職員配置については1名増員ということですか。

#### **教育部長**

増員ではございませんイコールです。

#### **委員**

13名出て14名入ってきていますが。

#### **教育部長**

村田先生が参事が入ってこられました、欠員が埋まったということです。

## 委員長

日程第4 協議・報告事項(2) その他についてお願いします。

## 庶務課長

先程、新年度の職員の体制の表をご説明させていただきましたけれど、4月1日は新体制の異動の職員等の辞令交付が朝から続きます、教育委員さんにもご足労をいただくようになります。お手元の別紙によりご確認をお願いしたいと思います。朝早くて恐縮ですが、毎年行っております教育委員会事務局の辞令交付式を8時20分から行ないたいと思います。前年度までは副課長職以上の管理職の職員のみ委員長さんから辞令交付をしていただいていたのですが、教育委員会と市長部局との相互の異動者につきましては全ての職員について、委員長さんからしっかりと辞令交付をしていただくのが本来の姿ではないかということで22年度の4月からそのようにさせていただきたいと思います。そうすることによって辞令の交付をする者が増えますので若干時間がかかりますがよろしくをお願いしたいと思います。全員で22名になります。これは市長部局から教育委員会に転入してくる職員、逆に市長部局に出向する職員でございます。それが終わりました10時30分から教職員の定期異動発令通知式場所は市民体育館第一会議室でございます。それから午後になりますが3時45分から新しい委員さん川口さんと滝川さんでございますが市長から辞令交付がございます。引き続き4時から指導主事辞令交付ということで、先程委員さんが言われました1名欠員でありました学校教育課の参事が参りますのでその辞令交付が市長からあります。5時から教育委員研修会ということで、新しい委員さんもみえますし、事務局の職員の異動も今年が多いものですから顔合わせも兼ねまして教育長室にお集まりいただきたいと思います。

## 委員長

その他何かありますか。

## 委員

3月31日はどうでしたか。

## 学校教育課長

退職する者が12名おりますので辞令交付式がありますので11時をお願いします。

日程 第5 その他

## 委員長

日程第5、その他何かありますか。

## 文化課長

冒頭、教育長報告の中でありましたがこの土曜日27日ですが午前9時から鳳来寺山自然科学博物館のリニューアルオープン式典を行います。3月15日にご案内の通知を差し上げましたがよろしく申し上げます。その中でテープカットというのがあります。間口が狭いものですから市長と議長と教育委員長の3名の方をお願いしていま

す。9時から始めまして9時15分に式を終えて、その後施設の見学というように考えています。

### **庶務課長**

次回の定例教育委員会議ですが、いつもはこの会議で決めていただいておりますが、今回は新しい委員さんもお見えになりますので4月1日に5時から集まっていただきますので、その時に決めていただけたらよろしいかと思っておりますがいかがでしょうか。

### **委員長**

その日に決めるということですのでよろしくお願いいたします。

### **庶務課長**

その時に、当面4月の定例会ですが年間の予定につきましても、その時にご協議いただけたらと思っておりますので、資料について作成しておきますのでよろしくお願いいたします。

### **委員**

中根委員さんが今回この場から他の方へ替るということで、色々教育関係の畑で無い人からアドバイスいただいたことも含め感想といいますかお話を聞きたいということと、この中から代わられる方についてはやはり感想といいますか今後こうした方がよいとか一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

### **委員**

一言ご挨拶を申し上げます。私事3月8日の臨時教育委員会議で今月3月31日をもって辞任をさせていただくということでご承認をいただきました。したがって今日が最後の定例会議ということで、振り返ってみますと4年4カ月になるかと思いません。長かったような短かったようなそんな思いですが、この分野につきましても全く未経験でありましただけに皆様方には色々ご迷惑をかけたたり足を引っ張ったりしたことが多かったように思うわけですが、いずれにいたしましても今日この場を迎えられたということは、ひとつはやはり馬場委員、筏津委員、菅沼委員、和田委員皆様方の教育にかける情熱といいますか、思いといったものに引きづられて今日まで来た事にありがたいと思っておりますし、このメンバーに巡り合えたということは本当に幸せに思っています。

また、事務局の皆様方、今泉部長以下振り返ってみますと今日もそうなのですが色々細かな質問や疑問を投げかけてもひとつもいやな顔をされずにきちっと対応をいただいていたということで大変ありがたいなと思っております。この定例会議は早くて2時間くらいということで色々お世話になりました。

もう一つお礼をしなければいけないのは、教育部の職員の皆様方が土日の行事等を支えていただいたことが本当によくわかりありがたいなと思っております。

これからの課題といいますと、まさに山積してしまっていてこれからという時に去るといことは後ろめたいということも正直ありますが、幸いなことにたまたま私が菅沼委員の後をうけて委員長の時に地教行法の改正がありまして教育委員の1名増員とい

うことを教育委員の総意として市長にぶつけました。新城市の中で難しいことになる  
と正直思っていました。それがこの3月実現を見たということで、且つまた立派な  
方が就任されるということで、ある意味残念なといいますか思い残すこともあります  
が、タイミングとしては一番良かったかなというふうにも思っております。しかし  
ずれにしても問題がたくさんあるということでもありますので、これから新体制のも  
とでこれまで以上に事務局との連携のもとで諸課題が1歩でも前進するように思っ  
ています。最後に皆様方の一層のご健勝をお祈り申し上げます。これまでのご厚意に感謝  
申し上げます。大変ありがとうございました。

#### **委員長**

ご指導ありがとうございました。形は変わるかと思いますが今後ともご指導の程、よ  
ろしくお願いします。

#### **生涯学習課長**

今年度の海老小学校卒業式での貴重な体験、新城・鳳来・作手地区の各公民館の補  
助金統合のこと、図書館の貸出件数の増加等が記憶に残ります。2年間ありがとうございました。

#### **委員長**

これからもよろしくお願いします。

#### **庶務課副課長**

初めての教育委員会ということで、不安といいますか戸惑いもありまして、1年間  
皆様には色々ご迷惑をお掛けしたと思います。この場をお借りいたしましてお詫び申  
し上げます。会議録の件ですが、起こすことは時間がかかりまして、皆様に見ていた  
だくということで時間に追われたというのが本音ですが、お言葉を聴いて文章にする  
ことは復習のようなもので自分自身参考になったなと思います。今後につきましては  
後任者に、全ての仕事ですが正確に引き継ぐことが最大の課題と思いますのでしっか  
り行いたいと思います。今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

#### **委員長**

以上で、3月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。





委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記